

2021年度 第1回町田市地域密着型サービス運営委員会議事要旨

| | | |
|---------|---|-----|
| 会議名称 | 2021年度 第1回町田市地域密着型サービス運営委員会 | 第1回 |
| 日 時 | 2022年2月22日（火）18：30～19：55 | |
| 会 場 | リモート開催 | |
| 参 加 者 | <p>委 員：井上委員長、菅沼、木口、星野、竹内</p> <p>事務局：</p> <p style="padding-left: 20px;">＜いきいき生活部いきいき総務課＞ 佐藤課長、犬塚係長、宮越、江川、埴村</p> <p style="padding-left: 20px;">＜いきいき生活部介護保険課＞ 黒澤課長、佐藤係長</p> <p style="padding-left: 20px;">＜地域福祉部指導監査課＞ 大字根担当係長、藤田</p> | |
| 傍 聴 人 | 0名 | |
| 会 議 議 題 | <p>報告</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p style="padding-left: 40px;">①市内事業所の新規指定及び指定更新について</p> <p style="padding-left: 40px;">②市内事業所の休止及び廃止について</p> <p style="padding-left: 40px;">③他市に所在する地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）2021年度地域密着型サービスの整備の公募状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）実地指導の実施状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">（4）介護保険制度にかかわる国の動向について</p> <p style="padding-left: 40px;">①介護職員処遇改善支援補助金について</p> <p style="padding-left: 40px;">②介護分野の指定に関する文書の負担軽減について</p> | |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>資 料</p> | <p>(市提供資料)</p> <p>資料1：地域密着型サービス事業所の指定等について</p> <p>資料2：第8期町田市いきいき長寿プラン21-23における地域密着型サービスの整備状況について</p> <p>資料3：実地指導の実施状況について</p> <p>資料4：介護職員処遇改善支援補助金について</p> <p>資料5：介護分野の指定に関する文書の負担軽減について</p> |
| <p>報告事項 及び 意見交換</p> | <p>「次第5 報告」は、資料に沿って説明を行いました。</p> <p>(1) 地域密着型サービス事業所の指定等について (2) 2021年度地域密着型サービスの整備の公募状況について (3) 実地指導の実施状況について (4) 介護保険制度にかかわる国の動向について</p> <p>(委員長) 次第5の報告が終わりました。ご質問等あれば委員の先生方、何かございますか。</p> <p>(委員) 資料3(2)にある実地指導の実施率についてお伺いしますが、この数値は前年度に比較して低いのでしょうか。また、コロナ禍ということ踏まえたうえで、他市と比較して同程度なのでしょうか。</p> <p>(事務局) 今年度は書面指導も含みトータルで64件になる予定です。2020年度は緊急事態宣言が2回発出されたこともあり、実地指導を控えたためトータルで17件となりました。2020年度は特別な年でしたので2019年度と比較させて頂くと、2019年度は地域密着型サービスに対して33件実施しました。(今年度の地域密着型サービスが15件であることと)比較すると今年度の方が少ない結果となっています。これは、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響が強く残っているため、地域密着型サービスの事業所は高齢者が直接利用する施設であることに配慮して、感染症の拡大防止という観点から、利用者が事業所に直接訪れることが比較的少ない居宅介護支援や介護予防支援に重点を置いて実施したことによるものです。今後の予定ですが、新型コロナウイルス感染症の流行前は地域密着型サービスの実地指導に重点を置いてきたという経緯がありますので、資料3(2)の実地指導の回数にお示ししている原則として6年に1回という目標に関しては期間内に達成できる見通しです。</p> <p>(委員) 今年度はコロナ禍のため書面指導に切り替えて実施してきたのですが、これは実施件数に含まれているのでしょうか。また、次年度については、引き続き書面指導を中心に実施するのか、それとも</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>感染状況を考慮しながら実地指導を検討するのでしょうか。</p> |
| (事務局) | <p>年度途中のため見込の数字ですが、全体の中で書面指導が占める割合は63%ほどになるかと思えます。次年度以降についてですが、市としては、可能な限り実地指導を行いたいと考えています。今後の新型コロナウイルス感染症の状況をみながらですが、実地指導を基本とし、実地指導が難しい場合は書面指導への切り替えも必要になってくるかと思えます。</p> |
| (委員) | <p>コロナ禍で質の確保や配慮等色々と思えますが、できるだけ従来型の実地指導を実施して頂くようお願いいたします。</p> |
| (委員長) | <p>他にご質問ありますでしょうか。</p> |
| (委員) | <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回」という。）が2事業所開所見込ということはとても喜ばしいことと思えます。昨年度選定された南圏域の「そよ風定期巡回 まちだ」が開始する際の動き、その後の動向や運営状況については特に注視していった方が良いのではないかという点について、昨年度の本委員会で確認したかと思えます。また、近隣の居宅介護支援事業所がどの程度このサービスを認知しているかに関してご意見を頂きたいと思えます。</p> |
| (事務局) | <p>利用者の利用状況としては、決して多い状況ではないと思われまます。周辺の居宅介護支援事業所にどの程度認知されているのかという点については、申し訳ありませんが現在把握できていない状況です。</p> |
| (委員) | <p>先日、新しく開設した定期巡回の事業所にご利用をお願いしたのですが、自分のところの施設の対応で手いっぱい、外にまだ出ていけない状況にあるというご意見がありました。新しく開設される施設は自事業所内だけのサービス提供になるのか、それとも開所の時点で地域に向けて支援が展開できる人員・運営体制での開始となるのでしょうか。</p> |
| (事務局) | <p>来年度開設する2事業所については、応募の段階でどのように利用者の受け入れを考えているかについて示して頂いています。その中で、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに併設されている点からその居住者を受け入れていくことはありますが、当然地域にも目を向けていくこととされています。市からも地域に目を向けて欲しいということはお伝えしています。当初は利用者の確保ということで自施設内で利用者を確保されるかもしれませんが、地域に目を向けて、地域の利用者を受け入れていく体制にもなっていくと思われまます。</p> |
| (委員) | <p>定期巡回の事業所が増えていくなかで、実際ふたを開けてみたら長期にわたってサービス付き高齢者向け住宅の単なる併設の訪問看護ステーションだったりとかヘルパーステーションというかたちになっていないかどうか、継続的に確認をしていく必要があるのではないのでしょうか。地域の方にとってそのサービスが必要であるから指定を行うと思えますので、そのあたりのご指導については引き続きお願いしたいと思えます。</p> |

(委員長) 貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

(委員) 定期巡回の事業損益に関連して、私どもの現状をお話しします。清風園にもサービス付き高齢者向け住宅があり、そこに訪問看護、訪問介護、定期巡回、夜間対応型訪問介護があります。現在、定期巡回の目標数値が月22人に対して、達成数値は平均で月14人ほどです。定期巡回と夜間対応型訪問介護は苦戦しています。夜間対応型訪問介護については皆さんに認知が広がっておらず、利用につながっていない状況です。また定期巡回は利用料が高いこともあり、積極的な利用が難しい状況です。どういう対象者をつかんでいくのか大きな課題になっています。他サービスより金額が高く、金銭的負担とサービス内容について利用者ごとに個別に考える必要があるため、事業を軌道に乗せるのは本当に難しいと感じます。

(委員長) サービスの認知や運用の仕方などについて色々な悩ましい現状があるということですね。勉強になります。何とか工夫して対応していければと思います。

(委員) 町田市訪問看護ステーション連絡会では、2月10日に「町田市の在宅療養を支える地域密着サービスの充実を目指し」というテーマで、定期巡回について理解する研修会を行いました。いきいき総務課の方と訪問巡回ステーション清風園と第二清風園居宅介護支援事業所の方から現状を踏まえた事例を基に発表をして頂きました。参加者から定期巡回の利用の方法が分かりやすかったというご意見を頂いたので、資料については今後市役所やこの委員会に対して開示したいと思います。研修会では、定期巡回のメリット、デメリット、抱える課題について話し合いました。制度上の問題として利用料金が高く設定されていること、それが認知されていないこと、病状が悪くなると訪問看護の回数を増やそうと思っても赤字になってしまうので訪問看護と訪問介護の入るバランスが難しいこと、人員が足りないこと等があげられました。また、地域密着型サービスであるため、相模原市、横浜市、川崎市等と接してる地域の方にとっては、すぐ目の前に近隣市のサービスがあっても制度上利用できないという地域性についての課題も挙げられていました。

(委員長) 色々な現状を踏まえた問題点、あるいは地域性の姿について集約し、伝えていく必要性を感じました。

(委員) 先程お話しがあった研修会に私も参加させて頂きました。看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）のときもそうでしたが、定期巡回がどうしてケアマネジャーに認知されて行かないのかずっと考えていました。町田市から地域密着、特に定期巡回サービスについての周知をケアマネジャー連絡会では行ってきたと思いますが、その他の場所で行って来たという実績はありますでしょうか。

(事務局) この5年間においては、先日の訪問看護ステーションの連絡会を除いてはケアマネジャー連絡会のみだと思います。

(委員) 定期巡回を広げていくのであれば、ケアマネジャーへの周知はもちろんそうだと思います。加えて、おそらく鍵となってくるのが、例えば新規で高齢者支援センターからケアマネジャーが紹介を受けると

きや、介護老人保健施設を退所するときとか、病院から退院するとき等に我々ケアマネジャーはアセスメントというものを行います。その前段のところで、高齢者支援センターや介護老人保健施設等からおそらくこういったサービスが必要ではないかという見立てがある場合が多いです。そのときに、訪問介護、福祉用具、訪問看護という名前が出てくるのですが、その中に定期巡回という名前が出てきたことは今まで一回もないです。ですから、ケアマネジャーが知るということはもちろんですが、まずサービスを見込みで提案する時点で、提案内容の中に定期巡回サービスが入ってくると、我々ケアマネジャーもそこを一つポイントにして選択肢の中に入れて考え、アセスメントを行ってご利用者・ご家族に提案するという幅が出てくるんじゃないかと思います。ケアマネジャーと同じくらいの温度で老人保健施設や高齢者支援センターや病院に対して、こういったサービスがありますよというところをご周知頂けると、おそらく少し広がってくるんじゃないかと思われます。

(委員長) 他にご意見ありますでしょうか。

(委員) 今のご意見に加えさせて頂くと、研修会後のアンケートの中に、サービスを使う側への周知があまりできていないという意見がありました。定期巡回の利用の仕方等について、パンフレット等を使って利用者や関係各所への周知を図り、みんなが同じくらい認知できる体制を取って頂けたら、さらに利用が広がるのではないかという意見もありました。

(委員長) 利用例といったものの活用でしょうか。ご意見ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

(委員) 整備方針としては、2023年度まで個別で対応するという計画ですが、応募状況はいかがですか。期限を区切った応募方法の方が事業者は手を挙げやすいのではないかとと思いますが。随時対応の場合、応募のタイミングの難しさもあって、応募状況が芳しくないのではないかと心配しています。八王子市では応募者が多いと聞いていますが、町田市はいかがでしょう。また、他都市の状況を鑑みて、年度途中で応募方法の軌道修正について検討することはあるのでしょうか。

(事務局) 定期巡回については、1年前に「そよ風定期巡回 まちだ」が開設していますが、2017年3月に町田病院指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が開設して以降2021年1月までの4年間、1件も開設に至っていませんでした。それに対して、今年度は開設予定も含めると3施設の選定ができたという状況です。定期巡回に限って言えば、随時受付は事業者にとって良かったのではないかと考えています。小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、どちらも応募には至っていませんが、小規模多機能型居宅介護については今現在3事業者から相談を受けています。第7期の3年間と比べて、この1年間で定期巡回を含めて6件以上の相談を受けていることを考えますと、多くの相談を頂けたと考えています。また、一般社団法人24時間在宅ケア研究会という定期巡回のサービスを推奨している法人の方とお話する機会があり、町田市の募集方法は柔軟性が高く、他の自治体と比べても町田市の取組

| | |
|-------|---|
| | <p>が一番良い方法ではないかのご意見も頂いています。今後も第8期の計画期間中においては、通年で募集する方法で進めていく予定です。</p> |
| (委員) | <p>その方向性で職員の方々が一生懸命頑張っておられるのは伝わりました。</p> |
| (委員長) | <p>皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今日は色々踏み込んだご意見等頂きましたので、これを事務局で把握して頂きたいと思います。地域密着型サービスの整備から、段々利用促進であるとか、細やかな実態把握とその利用のサポートというところまで踏み込んできたような気がします。今回の貴重なご意見を有効に生かして頂きたいと思います。それでは、事務局に進行を戻したいと思います。</p> |
| (事務局) | <p>本日も活発なご議論、ご意見ありがとうございました。</p> |

2021年度 第1回町田市地域密着型サービス運営委員会

次 第

2022年2月22日（火）

於：オンライン

午後6時30分から

1 開会

2 いきいき総務課長あいさつ

3 各委員自己紹介

4 委員長選任・委員長挨拶

5 報告

(1) 地域密着型サービス事業所の現状等について

① 市内事業所の新規指定及び指定更新について

② 市内事業所の休止及び廃止について

③ 他市に所在する地域密着型サービス事業所の指定等について

} 資料1

(2) 2021年度地域密着型サービス事業の公募状況の進捗について 資料2

(3) 実地指導の実施状況について 資料3

(4) 介護保険制度にかかわる国の動向について

① 介護職員処遇改善支援補助金について 資料4

② 介護分野の指定に関する文書の負担軽減について 資料5

6 閉会

地域密着型サービス事業所の指定等について

① 市内事業所の新規指定及び指定更新について

資料1

新規指定事業所

| 指定年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 法人名・事業所名・住所 |
|------------|----------------------------------|------------|---|
| 2021年3月31日 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 1393200637 | 法人名:ミモザ株式会社 事業所名:ミモザ町田成瀬台 住所:東京都町田市成瀬台2-19-15 |
| 2021年6月1日 | 地域密着型通所介護 | 1393200645 | 法人名:一般社団法人麦とぶどう舎 事業所名:デイケアセンターぶどうの木 住所:東京都町田市本町田2973-7 マリノビル201 |
| 2021年8月1日 | 地域密着型通所介護 | 1393200652 | 法人名:特定非営利活動法人みずきの会 事業所名:salon de みずき 住所:東京都町田市木曽東3-24-15-1F |
| 2021年10月1日 | 地域密着型通所介護 | 1393200660 | 法人名:木の葉デイサービス株式会社 事業所名:一織庵 町田木曽 住所:東京都町田市木曽東1-49-24 グレース101 |
| 2021年12月1日 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1393200678 | 法人名:株式会社AT 事業所名:定期巡回随時対応型訪問介護看護アットブレオ 根岸 住所:東京都町田市根岸2-30-10 |
| 2022年1月1日 | 地域密着型通所介護 | 1393200686 | 法人名:株式会社アイモジャパン 事業所名:リハビリデイサービス リハフィット南成瀬 住所:町田市南成瀬2-32-30 |
| 2022年2月1日 | 地域密着型通所介護 | 1393200694 | 法人名:株式会社ハイジエア 事業所名:機能訓練型デイサービス くらたさん家 住所:町田市鶴川5-10-24 |

2021年度更新事業所

| 更新年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 事業所 |
|------------|--------------------|------------|-------------------------|
| 2021年5月1日 | (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 1393200116 | 小規模多機能型居宅介護 たすけあい小川 |
| 2021年7月1日 | 地域密着型通所介護 | 1373205499 | 医療法人社団 泰大会 薬師台デイサービスおはな |
| 2021年7月1日 | 地域密着型通所介護 | 1373205515 | びっころもんど |
| 2021年11月1日 | (介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 1393200124 | グループホーム悠々園Ⅱ |
| 2021年12月1日 | 地域密着型通所介護 | 1373203320 | デイリハ煌 ツルカワ |
| 2022年3月1日 | 地域密着型通所介護 | 1373205648 | 地域のデイサロン くらかけ庵 |
| 2022年3月1日 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1393200371 | 訪問巡回ステーション清風園 |

② 市内事業所の廃止及び再開について

廃止事業所

| 廃止年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 事業所 |
|------------|-----------|------------|--------------|
| 2021年3月1日 | 地域密着型通所介護 | 1373204161 | デイサービスー休庵 |
| 2021年9月30日 | 地域密着型通所介護 | 1393200496 | デイサービスかりゆし亭 |
| 2022年2月28日 | 地域密着型通所介護 | 1373202066 | 相原デイサービスセンター |

再開事業所

| 再開年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 事業所 |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 2021年4月1日 | 夜間対応型訪問介護 | 1393200553 | ナイトサポート清風園 |

【参考】市内地域密着型サービス事業所の施設数(2022年2月1日現在)

| | | |
|--------------------|------|-----------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 5施設 | うち、2事業所休止 |
| 夜間対応型訪問介護 | 1施設 | |
| 地域密着型通所介護 | 58施設 | |
| 認知症対応型通所介護 | 22施設 | うち、1事業所休止 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 5施設 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 26施設 | |
| 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 | 1施設 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 3施設 | |

③ 市外事業所の指定等について

新規指定

| 指定年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 事業所 |
|------------|-----------|------------|--------------------|
| 2021年10月1日 | 地域密着型通所介護 | 1492601974 | ひばりデイサービス相模原(相模原市) |

指定更新

| 更新年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 事業所 |
|-----------|-----------|------------|------------------|
| 2021年6月1日 | 地域密着型通所介護 | 1475600936 | デイサービス柿生(川崎市) |
| 2021年7月1日 | 地域密着型通所介護 | 1475601801 | 元気サポートにこにこ5(川崎市) |

廃止

| 更新年月日 | サービス種別 | 事業所番号 | 事業所 |
|------------|-----------|------------|----------------------|
| 2021年3月31日 | 地域密着型通所介護 | 1372905586 | デイサービスセンター初音の杜(八王子市) |

第8期町田市いきいき長寿プラン21-23における地域密着型サービスの整備状況について

(1) 地域密着型サービスの整備方針

| サービス種別 | 計画期間中(2021～2023年度)における整備の方向性 |
|--|---|
| (看護)小規模多機能型居宅介護 | 公募期間を限定せず、計画期間中随時、参入希望事業者の応募を受け付けます。 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 公募期間を限定せず、計画期間中随時、参入希望事業者の応募を受け付けます。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 参入希望事業者からの相談に対し、個別に対応します。 |
| 認知症対応型デイサービス | 参入希望事業者からの相談に対し、個別に対応します。 |
| 地域密着型デイサービス | 参入希望事業者からの相談に対し、個別に対応します。 ※総量規制は行いません。 |
| 認知症高齢者グループホーム | 新規整備は行わないこととします。 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の介護付有料老人ホーム) | 新規整備は行わないこととします。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム) | 新規整備は行わないこととします。 |

(2) 公募状況(随時募集)

| 圏域 | 種別 | 募集数 |
|-------|------------------|------|
| 市内全圏域 | (看護)小規模多機能型居宅介護 | 制限なし |
| 市内全圏域 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 制限なし |

(3) 選定状況

| 圏域 | 種別 | 整備数 | 開設状況 |
|--------|------------------|-----|-----------------|
| 堺・忠生圏域 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1施設 | 2021年12月1日開設 |
| 町田圏域 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2施設 | ① 2022年4月1日開設予定 |
| | | | ② 2022年5月1日開設予定 |

(4) 開設済施設の情報

| 種別 | 施設名称 | 住所 | 運営法人 |
|------|----------------------------|-------------|--------|
| 定期巡回 | 定期巡回随時対応型訪問介護看護 アツプレオ根岸 | 町田根岸2-30-10 | 株式会社AT |

(5) 開設予定施設の情報

| 種別 | 施設名称 | 住所 | 運営法人 |
|-------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 定期巡回① | (仮称)スマイル本町田 | 町田市本町田1747-1 | 株式会社スマイル |
| 定期巡回② | (仮称)町田せりがやVILLAGE定期巡回センター | 町田市原町田4-27-33 | 医療法人社団メディカルリンクス |

実地指導の実施状況について

資料3

(1) 実地指導について

介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、介護保険法に基づき、介護保険事業者に対して実地指導を行っています。

実地指導は、指導担当職員が事業所を訪問して施設内の目視、書類確認及びヒアリングにより実施することを基本としていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、必要に応じて書面指導（事前に書類を確認し、市庁舎会議室でヒアリングを行う方式）に切り替えて実施しました。

(2) 実地指導の回数

実地指導は、町田市が指定権限を有する介護保険事業者（地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援）については、原則として6年に1回実施します。

【2021年度 実地指導の実施状況（書面指導を含む）】

| サービス種別 | | ①実施件数 (見込) | ②事業所数 (2021.4) | 実施率 (①÷②) |
|--------------------|----------------------|---------------|-------------------|--------------|
| 地域密着型サービス合計(a) | | 15 | 112 | 13.4% |
| 内訳 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 2 | 0.0% |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 1 | 0.0% |
| | 地域密着型通所介護 | 5 | 53 | 9.4% |
| | 認知症対応型通所介護 | 5 | 21 | 23.8% |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 0 | 5 | 0.0% |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 4 | 26 | 15.4% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1 | 1 | 100.0% |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 3 | 0.0% |
| 居宅介護支援(b) | | 27 | 115 | 23.5% |
| 介護予防支援(c) | | 7 | 13 | 53.8% |
| 都指定サービス合計(d) | | 15 | 345 | 4.3% |
| 内訳 | 訪問介護 | 4 | 86 | 4.7% |
| | 通所介護 | 2 | 70 | 2.9% |
| | 福祉用具貸与 | 3 | 10 | 30.0% |
| | 特定福祉用具販売 | 3 | 10 | 30.0% |
| | 介護老人福祉施設 | 3 | 22 | 13.6% |
| | その他サービス（訪問看護、老健等） | 0 | 147 | 0.0% |
| 町田市指定サービス合計(a+b+c) | | 49 | 240 | 20.4% |
| 全サービス合計(a+b+c+d) | | 64 | 585 | 10.9% |

(3) 指導結果の公表

事業所ごとの指導結果については、町田市ホームページで公表しています。

(4) 主な指導事項

- ・居宅サービス計画に沿って個別サービス計画を作成していない。
- ・加算に係るサービスが適切に提供されていない。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
- ・利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を得ていない。
- ・運営推進会議の報告、要望、助言等についての記録を公表していない。

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

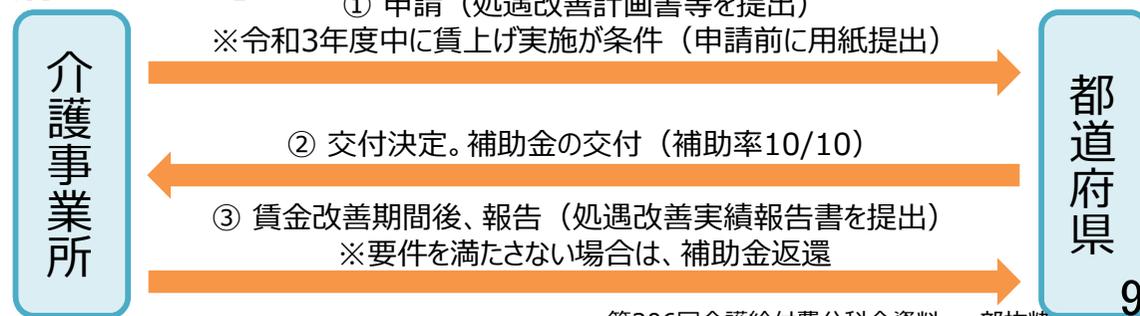
- ◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
- ◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
 - ・ 上記かつ、令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
 - ・ 賃上げ効果が継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）

※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 介護職員
 - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払（国費10/10、約999.7億円）。

- ◎ **申請・交付スケジュール**
- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
 - ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



介護分野の指定に関する文書の負担軽減について

1 背景

少子高齢化がすすみ、介護分野の人的制約が強まる中、専門人材が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められています。同時に、自治体においても、限られた人員の中で指定権者や保険者としての役割を適切に果たすためには、職員の負担軽減が重要です。

こうした状況を踏まえ、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行うことを目的として、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下、「文書負担委員会」という。）」が2019年8月に設置されました。

2 文書負担委員会で示された負担の現状

- (1) サービス類型の増加に伴い、複数サービスを実施する事業所はサービスごとに申請書を届け出なければならず、届出先も複数に分かれているため負担が大きいとの意見が示されました。

(参考) 届出先

| サービス種別 | 届出先 |
|------------------------|-----|
| 地域密着型通所介護 | 町田市 |
| 通所介護 | 東京都 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス | 町田市 |

- (2) 事業者から、自治体による様式や解釈の差異など、いわゆるローカルルールへの対応に負担感があるとの意見が示されました。

一方自治体から、届出文書の範囲を決定すること等に対する指定権者の裁量について苦慮してきたことや、過去の不正やトラブルの事例を踏まえて厳格化してきたことが明らかになりました。

- (3) ウェブ入力や電子申請等のICTの活用を検討し、行政へ提出する文書の手間等を軽減すべきとの意見が示されました。

3 負担軽減策の方向性

文書負担委員会にて、以下の3つの観点を念頭に置きつつ、複数の分野にまたがって検討を行っています。

- (1) 個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化
 - 提出時のルール見直しによる手間の簡素化
 - 様式・添付書類そのものの簡素化
 - 変更届の頻度等の取り扱い
 - 指定更新時に求める文書の簡素化
 - 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化
- (2) 自治体毎のローカルルールの解消による標準化
 - H30省令改正・様式例改定の周知徹底による標準化
 - 様式例の整備（総合事業・加算の添付書類等）
 - ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法
- (3) 共通してさらなる効率化に繋がる可能性のあるI C T等の活用
 - 申請様式のHPにおけるダウンロード
 - ウェブ入力・電子申請
 - データの共有化・文書保管の電子化

4 町田市の取り組み状況

町田市では、H30年度省令改正を踏まえ指定申請様式等の削減を実施して以降、文書負担委員会での議論を注視してきました。今年度からは押印廃止を実施する等、文書負担委員会において議論されてきた項目について、先行的に負担軽減を行ってきました。

今回、文書負担委員会において中間とりまとめが示されていること等を踏まえ、2022年度より以下のとおり、更なる文書負担の軽減を図ります。これによって簡素化すべての項目について取り組みました。

- (1) 勤務形態一覧表の見直し
- (2) 新規指定申請・指定更新申請への添付書類の見直し
- (3) 変更届への添付書類の見直し
- (4) 指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用

5 文書負担軽減に関する今後の動向について

現在国及び文書負担委員会において、標準化及びI C T等の活用について検討されています。方針が判明次第検討を行うこととします。

新規指定・指定更新申請時必要書類一覧表

参考資料

| 番号 | 添付すべき書類 | 夜間対応型訪問介護 | | 認知症対応型通所介護(介護予防) | | 小規模多機能型居宅介護(介護予防) | | 認知症対応型共同生活介護(介護予防) | | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) | | 地域密着型通所介護 | | 参考様式 | |
|----|---------------------------------------|-----------|--------------|------------------|------|-------------------|------|--------------------|------|----------------------|------|------------------|------|------------------------|------|-----------|---|--------|-------|
| | | 2021 | 2022 | 2021 | 2022 | 2021 | 2022 | 2021 | 2022 | 2021 | 2022 | 2021 | 2022 | 2021 | 2022 | | | | |
| | | 1 | 登記事項証明書又は条例等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 2 | 特別養護老人ホームの認可証等の写 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 3 | 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考様式1 |
| 4 | 管理者の経歴 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | 参考様式2 | |
| 5 | サービス提供責任者の経歴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 平面図・建築図面・写真 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考様式3 |
| 7 | 設備等一覧表 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 参考様式4 | |
| 8 | 本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 9 | 併設する施設の概要 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 10 | 運営規程(料金表含む) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 11 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参考様式5 |
| 12 | 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| 13 | 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 14 | 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | 参考様式12 | |
| 15 | 誓約書(介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面) | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | 参考様式6 | |
| 16 | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | | | | | ○ | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | | | ○ | ◎ | | | 参考様式7 | |
| ★ | 就業規則の写し | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| ★ | 組織体制図 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| ★ | 資格証の写し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ★ | 当該申請に係る資産の状況:決算書 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| ★ | 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認表 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | 参考様式15 | |
| ★ | 連携する訪問看護事業所の一覧 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | 参考様式10 | |
| ★ | 建物の権利関係 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| ★ | 建築物等に係る関係法令確認書 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | 参考様式11 | |

左列1～16⇒介護保険法施行規則に定められた必ずもらうべき書類 ★⇒市が独自に求めている書類等
 ○⇒新規指定・指定更新の際に提出が必要な書類(2022.4以降指定更新では省略が可能)
 ◎⇒新規指定・指定更新の際に提出が必要な書類(2022.4以降指定更新での省略不可)